



## 冬道の運転に注意

冬期間は、路面状況の変化が激しいため、交通事故を誘発する原因が多くなります。事故を防ぐため、次の道路状況にご注意ください。

### アイスバーン

日中に解けた雪が夜になって再び凍結し、スリップの原因となります。ハンドル操作やスピードの出し過ぎに注意し、車間距離を十分にとりましょう。

### ブラックアイスバーン

凍りついた路面が、濡れている状態の黒いアスファルトに見えます。冷え込む夜間や朝方は特に注意しましょう。

### シャーベット状態の雪

アスファルトが見える状態であり、あまり危険がないように見えますが、水分を含んだ雪と氷は滑りやすいため注意しましょう。

### 積雪状態の路面

一面に雪が積もり、道路と路肩の境が判断しづらいため、吹き溜まりなどにタイヤがはまって動けなくなる危険があります。路肩を示す矢印やポールを目安にしましょう。

**シートベルトは全席着用し、スピードダウンや早めのブレーキなど、冬道にあった運転を心掛けるほか、荒天時は極力外出を控えて事故を未然に防ぎましょう。**

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）

## 別海町防災行政無線の放送内容確認ダイヤルがあります

町の防災行政無線で流れた放送内容を確認するためのダイヤルがあります。

放送内容を聞き漏らしたときや、もう一度お聞きになりたいときにご利用ください。

防災行政無線放送内容確認ダイヤル

**TEL0153-75-3500**

※フリーダイヤルではありません。通常の通話料がかかります。

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）

## 税務課から

### 軽自動車税(種別割)の 届け出について

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在に軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪小型自動車)を所有している方に納めていただく税金です。

自動車税と異なり、軽自動車税には月割課税制度がなく、4月2日以降に廃車等をしてその年度の税金は所有者に全額納めていただくこととなります。また、4月2日以降に軽自動車等を所有した場合は、その年度は課税されず、翌年度からの課税となります。

使用できない状態で、今後も使用することがない軽自動車等をお持ちの方、または廃棄、譲渡、紛失等しているが手続きがお済みでない場合は、次年度以降も課税されることとなりますので、手続きを済ませてください。

なお軽自動車等の手続きについては、車種ごとに届出先が違いますのでご注意ください。



問合せ/課税担当（内線1112）

### ①原動機付自転車(125cc以下) および小型特殊自動車 (トラクター、フォークリフトなど)

#### ■届出先

別海町役場総務部税務課 TEL75-2111(内線1111・1112)  
西春別支所 TEL77-2131  
尾岱沼支所 TEL0153-86-2166

#### ■手続きに必要なもの

廃車する場合 ①標識(ナンバープレート)  
②標識交付証明書  
③使用者・所有者の印鑑

譲渡する場合 ①新・旧所有者の印鑑  
②旧所有者の標識交付証明書

※他の市町村の方に譲渡する場合で、車両が本町からなくなる場合は、本町での手続きは廃車となるので廃車する場合を参考に届け出をしてください。

### ②軽自動車(250cc以下の軽二輪、660cc以下の軽四輪)

#### ■届出先 釧路軽自動車協会

釧路市鳥取大通6丁目1番1号 TEL 0154-51-0745  
※手続きに必要なものは、届出先にご確認ください。

### ③二輪小型自動車(250ccを超えるもの)

#### ■届出先 釧路運輸支局

釧路鳥取大通6丁目2番13号 TEL 050-5540-2005  
※手続きに必要なものは、届出先にご確認ください。

# 所得税・町道民税 申告について

新型コロナウイルス感染防止対策として、申告会場の混雑緩和のため、事前予約制とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

## 事前予約について

- ・予約受付 1月18日(月)から3月12日(金) (土曜日、日曜日、祝日除く)  
午前8時45分から午後5時30分

- ・予約方法 電話または、役場税務課窓口で申告期間内の希望日時を伝えてください。また、支所を利用される場合は支所に直接、予約をお願いします。

※予約状況により希望日時にならない可能性があります。また、予約日時に来庁されない場合は、キャンセルとなる可能性がありますので、ご了承ください。

※予約をされずに来庁された場合は、空きがあればご案内可能ですが、予約者が優先となりますので、ご了承ください。

## 申告相談日程・会場

- 期間 2月16日(火)から3月15日(月) ※土曜日、日曜日、祝日を除く
- 時間 午前9時00分から午後4時00分 ※最終日のみ支所は午後3時まで

| 会 場                                  | 相 談 対 象                                             |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 根室税務署<br>根室市弥生町1丁目18番地<br>(根室地方合同庁舎) | ■全ての所得税申告(営業・事業・譲渡・<br>相続・贈与・山林所得者申告者など)<br>■消費税申告者 |
| 役場本庁舎 1 階<br>103会議室                  | ■一般確定申告(給与・年金所得者、還<br>付申告者、簡易な事業所得者など)<br>■町道民税申告   |
| 西春別支所、尾岱沼支所                          | ■給与・年金所得の確定申告<br>■町道民税申告                            |

- ・新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免を予定されている方は、減免に該当した場合、社会保険料控除の金額が変更となる可能性があるため、申告する前に税務課までご相談いただくようお願いします。

※申告後に減免申請し、該当された場合は、修正申告が必要となるので、ご注意ください。

## 新型コロナウイルス感染症に係る給付金等について

### 【課税対象】

- ・持続化給付金
- ・家賃支援給付金
- ・雇用調整助成金 など

### 【非課税対象】

- ・新型コロナウイルス感染症対策休業支援金・給付金(北海道・市町村の休業支援金は課税対象)
- ・特別定額給付金
- ・子育て支援緊急給付金
- ・学生支援緊急給付金
- ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金
- ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 など

## 新型コロナウイルス感染防止対策

### ■入場人数の制限

申告会場に入場できるのは、申告者と職員のみとさせていただきます。なお、例年設けていた待合室は、3密回避のため用意していません。予約時刻に、申告会場に空きがなく入場できない場合は、お車などでお待ちください。空き次第こちらからお電話でご連絡します。

### ■来庁者へのお願い

役場本庁舎で申告される方は会場に入る前に正面玄関に設置されているカメラ式検温器で検温をお願いします。37.5度以上の熱がある場合は、当日の受付はお断りさせていただきます。

※事前にご自宅でご検温していただき、体調不良・発熱等の症状がある場合は来庁をご遠慮ください。

## 問合せ

- 根室税務署 TEL0153-23-3261
- 役場税務課課税担当 TEL75-2111 (内線1111・1112)
- 西春別支所 TEL77-2131
- 尾岱沼支所 TEL0153-86-2166
- 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

## 釧路・根室広域地方税滞納整理機構とは

釧路・根室広域地方税滞納整理機構は、本町を含む根室管内4町と釧路管内7町村を合わせた11町村が加盟している、滞納されている地方税の徴収を専門に行う組織です。

滞納されている案件の中には、督促状や催告書などの通知を受けても一切応じない、税金を納付できる資力があるにもかかわらず税金を納めない等、悪質なものが存在しています。

滞納整理機構は、税負担の公平性を確保するため、加盟町村から税徴収の引き継ぎを受けた悪質な滞納者に対して、給与や預貯金の差し押さえや搜索等の強制的な滞納処分を実施し、加盟町村の滞納額の縮減に努めています。

### 本年度の 債権調査・差押件数

- 債権の調査 795件
- 債権の差押 28件  
(令和2年12月末現在)

### 納税が困難な場合は 必ずご連絡ください

問合せ／収納対策担当  
(内線1115・1116)